

第 2 2 回

上富良野町農業委員会総会議事録

平成 2 8 年 4 月 1 3 日

上富良野町農業委員会

第22回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成28年4月13日(水) 午後1時30分から午後2時45分

2 場 所 上富良野町役場 第2会議室

3 出席委員 12名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	谷本 嘉彦	2	三好 利和	3	谷 忠
4	杉本 隆一	5	石橋 信次	6	佐藤 良二
7	井村 昭次	8	島田 政志	9	舘尾 雄治
10	長谷川裕見	11	井村 悦丈	12	青地 修

4 欠席委員

--	--	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の決定
- 日程第2 報告第1号 農地法第5条の規定に基づく諮問の答申について
- 日程第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について
- 日程第5 諮問第2号 農用地利用集積計画の作成について
(農業委員会等に関する法律第24条 議事参与の制限)
- 日程第6 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

7 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	局長	北越 克彦	主査	甲斐 幹彦
----------	----	-------	----	-------

8 会議の概要

開会（午後1時30分）（着席）

開会の宣言

事務局長 只今より、第22回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

事務局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。
2番 三好利和 委員に合わせ、ご唱和ください。

三好委員 「唱和」

事務局長 ご着席ください。

議長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、12名であります。定数に達しておりますので、これより第22回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。 「事務局長」

事務局長 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、7番 井村昭次 君、8番 島田政志 君、を指名いたします。

議長 日程第2 報告第1号「農地法第5条の規定に基づく諮問の答申について」の件を議題といたします。報告第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 報告第1号について、ご説明いたします。農地法第5条の規定に基づく諮問の答申について、北海道農業会議より答申がありましたので報告をいたします。報告第1号朗読。

議長 報告第1号について、発言はありますか。

「発言なし」の声あり

発言がなければ、報告第1号を終わります。

議長 日程第3 「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。報告第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 報告第2号について、ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借権の解約申し出のあった次の件について、同法第18条第1項のただし書の規定に該当するので報告いたします。以下、報告第2号朗読。

事務局

1番と2番は、〇〇地区、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんから〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんへ賃貸をされていた件です。1番は、田7筆、畑3筆、面積が30,963㎡、農業経営基盤強化促進法による平成29年11月30日までの賃貸借でした。2番は畑10筆、面積が113,247㎡、農業経営基盤強化促進法による平成35年11月30日までの賃貸借でしたが、この度、〇〇〇〇さんが売買を希望され合意解約となりました。現在、斡旋の手続き中であります。

3番、4番、5番、6番、7番の関係ですが、〇〇地区、〇〇線北〇〇号の〇〇〇〇さんが離農されることとなり、〇〇〇〇さんが今まで賃貸をされていた件です。

3番、〇〇地区、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんから〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんへ賃貸されていた件です。田2筆、畑1筆、面積が18,983㎡、農地法第3条による平成32年11月30日までの賃貸借でしたが、この度、〇〇〇〇さんが離農されることとなり合意解約となりました。

4番、〇〇地区、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんから〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんへ賃貸されていた件です。畑1筆、面積が15,203㎡、農地法第3条による平成33年11月30日までの賃貸借でしたが、この度、〇〇〇〇さんが離農されることとなり合意解約となりました。

5番、〇〇地区、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんから〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんへ賃貸されていた件です。畑5筆、面積が38,245㎡、農地法第3条による平成33年11月30日までの賃貸借でしたが、この度、〇〇〇〇さんが離農されることとなり合意解約となりました。

6番、〇〇地区、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんから〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんへ賃貸されていた件です。田1筆、畑5筆、面積が30,850㎡、農地法第3条による平成33年11月30日までの賃貸借でしたが、この度、〇〇〇〇さんが離農されることとなり合意解約となりました。

7番、〇〇地区、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんから〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんへ賃貸されていた件です。田2筆、畑1筆、面積が23,159㎡、農地法第3条による平成33年11月30日までの賃貸借でしたが、この度、〇〇〇〇さんが離農されることとなり合意解約となりました。

8番、〇〇地区、〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さんから〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんへ賃貸されていた件です。畑1筆、面積15,597㎡、農業経営基盤強化促進法による平成34年11月30日までの賃貸借でしたが、この度、〇〇〇〇さんが農地を返還することとなり合意解約となりました。

9番、〇〇地区、中富良野町〇町〇番〇号の〇〇〇〇さんから〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんへ賃貸されていた件です。畑1筆、面積19,845㎡、農業経営基盤強化促進法による平成34年11月30日までの賃貸借でしたが、この度、〇〇〇〇さんが農地を返還することとなり合意解約となりました。

10番、〇〇地区、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんから〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんへ賃貸されていた件です。田2筆、面積43,803㎡、農業経営基盤強化促進法による平成29年11月30日までの賃貸借でしたが、この度、〇〇〇〇さんが売買を希望され合意解約となりました。

議長

報告第2号について、発言はありますか。

「発言なし」の声あり

発言がなければ、報告第2号を終わります。

議長

日程第4 「諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。諮問第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

石橋委員

〇〇〇〇さんの離農に伴い、10a 当たり畑40,000円で売買となりました。

続いて、所2番、3月29日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、〇〇〇〇で開かれ、売買1件の利用集積が成立いたしました。

出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、
受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん
所在地は、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんの住宅回りとなります。
〇〇〇〇さんの離農に伴い、10a 当たり田18万と19万、畑85,000円と10万円で売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号、所1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、諮問第1号、所2番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長

諮問第1号 賃1番から賃10番までと所3番について、提案に関する補足説明を願います。

「6番 佐藤良二 委員」

佐藤委員

6番 佐藤です 賃1番から賃10番までと所3番について、補足説明いたします。

4月6日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、〇〇〇〇で開かれ、賃貸10件、売買1件の利用集積が成立いたしました。

賃1番 出し手 〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん、
受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇〇〇会社さん
所在地は〇〇地区、〇〇線〇〇号となります。
〇〇〇〇さんの再処分に伴い、10a 当たり田4,000円、畑3,900円で賃貸になりました。

- 佐藤委員 賃2番 出し手 ○町○丁目○番○号の○○○○さん、
受け手 ○○線○○号の○○○○○○会社さん
所在地は○○地区、○○線○○号となります。
○○○○さんの再処分に伴い10a当たり畑3,100円で賃貸になりました。
- 賃3番 出し手 東京都調布市の○○○○さん、
受け手 ○○線○○号の○○○○さん
所在地は○○地区、○○線○○号となります。
○○○○さんの経営移譲に伴い再処分となって、10a当たり田5,000円で賃貸になりました。
- 賃4番 出し手 さいたま市○○区の○○○○さん、
受け手 ○○線○○号の○○○○さん
所在地は○○地区、○○線○○号となります。
○○○○さんの経営移譲に伴い再処分となって、10a当たり田5,000円で賃貸になりました。
- 賃5番 出し手 東京都世田谷区の○○○○さん、
受け手 ○○線○○号の○○○○さん
所在地は○○地区、○○線○○号となります。
○○○○さんの経営移譲に伴い再処分となって、10a当たり田5,000円で賃貸になりました。
- 賃6番 出し手 ○町○丁目○番○号の○○○○さん、
受け手 ○○線○○号の○○○○さん
所在地は○○地区、○○線○○号となります。
○○○○さんの経営移譲に伴い再処分となって、10a当たり田5,000円で賃貸になりました。
- 賃7番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、
受け手 ○○線○○号の○○○○さん
所在地は○○地区、○○線○○号となります。
○○○○さんの経営移譲に伴い再処分となって、10a当たり田5,000～6,000円で賃貸になりました。
- 賃8番 出し手 ○町○丁目○番○号の○○○○さん、
受け手 ○○線○○号の○○○○さん
所在地は○○地区、○○線○○号となります。
○○○○さんの経営移譲に伴い再処分となって、10a当たり田6,000円で賃貸になりました。
- 賃9番 出し手 石狩郡当別町の○○○○さん、
受け手 ○○線○○号の○○○○さん
所在地は○○地区、○○線○○号となります。
○○○○さんの経営移譲に伴い再処分となって、10a当たり田5,000円で賃貸になりました。
- 賃10番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、
受け手 ○○線○○号の○○○○さん
所在地は○○地区、○○線○○号となります。
○○○○さんの経営移譲に伴い再処分となって、10a当たり田6,000円で賃貸になりました。
- 所3番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、

佐藤委員

受け手 ○○線○○号の○○○○さん
所在地は○○地区、○○線○○号となります。
○○○○さんの再処分に伴う売買となって、10a当たり田180,000円
となりました。

慎重審議をよろしく申し上げます。

議 長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、賃1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、賃2番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、賃3番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、賃4番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、賃5番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、賃6番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、賃7番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、賃8番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、賃9番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、賃10番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、所3番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5 「諮問第2号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。
農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により、○番 ○○○○委員の退席を求めます。(○番 ○○○○ 委員 退席)

諮問第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 諮問第2号について、ご説明いたします。
○○地区農用地利用改善事業実施組合より、次のとおり利用権の設定についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

平成28年4月13日提出 上富良野町長 向山 富夫
農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満た

事務局 していると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。以下、諮問第2号朗読。

賃11番、出し手は〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん。畑6筆、面積76,217㎡、10年間の賃貸です。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

諮問第2号 賃11番について、提案に関する補足説明を願います。
「9番 館尾雄治 委員」

館尾委員 9番館尾です。賃11番について、補足説明いたします。

4月7日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、賃貸1件の利用集積が成立いたしました。

賃11番 出し手 〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん、
受け手 〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん
所在地は、〇〇地区〇〇〇〇道路の南側となります。
〇〇〇〇さんの離農に伴う賃貸借で、10a当たり畑3,000円となりました。

慎重審議をよろしく願います。

議長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、賃11番を採決いたします。本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

〇番 〇〇〇〇 委員の退席を解きます。(〇番 〇〇〇〇 委員 着席)

議長 日程第6 議案第1号 「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。議案第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可に可否について審議を求めます。

平成28年4月13日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たして

いると判断されます。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読。

1番、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。畑3筆、面積50,031㎡、出し手の〇〇〇〇さんの規模縮小、受け手の〇〇〇〇さんの規模拡大により売買となりました。

2番、出し手は〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。畑4筆、面積56,338㎡、出し手の〇〇〇〇さんの離農、受け手の〇〇〇〇さんの規模拡大により賃貸借となりました。

3番、出し手は〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。畑2筆、面積58,692㎡、出し手の〇〇〇〇さんの離農、受け手の〇〇〇〇さんの規模拡大により賃貸借となりました。

4番、出し手は〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。畑11筆、面積101,969㎡、出し手の〇〇〇〇さんの離農、受け手の〇〇〇〇さんの規模拡大により賃貸借となりました。

5番、出し手は〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。田3筆、畑2筆、面積83,888㎡、出し手の〇〇〇〇さんの離農、受け手の〇〇〇〇さんの規模拡大により賃貸借となりました。

6番、元は今回離農される〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんから賃貸借を受けていた農地です。出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。田2筆、畑2筆、面積38,362㎡、出し手の〇〇〇〇さんの再処分、受け手の〇〇〇〇さんの規模拡大により賃貸借となりました。

7番、元は今回離農される〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんから賃貸借を受けていた農地です。出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。畑3筆、面積18,084㎡、出し手の〇〇〇〇さんの再処分、受け手の〇〇〇〇さんの規模拡大により賃貸借となりました。

8番、元は今回離農される〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんから賃貸借を受けていた農地です。出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。畑2筆、面積20,161㎡、出し手の〇〇〇〇さんの再処分、受け手の〇〇〇〇さんの規模拡大により賃貸借となりました。

9番、元は今回離農される〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんから賃貸借を受けていた農地です。出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。田1筆、畑5筆、面積30,850㎡、出し手の〇〇〇〇さんの再処分、受け手の〇〇〇〇さんの規模拡大により賃貸借となりました。

10番、元は今回離農される〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんから賃貸借を受けていた農地です。出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。田2筆、畑1筆、面積18,983㎡、出し手の〇〇〇〇さんの再処分、受け手の〇〇〇〇さんの規模拡大により賃貸借となりました。

11番、〇〇〇〇さんの自作地で〇〇地区になります。出し手は〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。畑2筆、面積27,198㎡、出し手の〇〇〇〇さんの離農、受け手の〇〇〇〇さんの規模拡大により賃貸借となりました。

12番、〇〇〇〇さんの自作地で〇〇地区になります。出し手は〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。畑1筆、面積51,550㎡、出し手の〇〇〇〇さんの離農、受け手の〇〇〇〇さんの規模拡大により賃貸借となりました。

13番、出し手は〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇〇〇番地の〇〇会社〇〇〇〇さん。畑1筆、面積42,639㎡、出し手の〇〇〇〇さんの離農、受け手の〇〇会社〇〇〇〇さんの規模拡大により賃貸借となりました。

14番、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。田1筆、面積9,031㎡、出し手の〇〇〇〇さんの再処分、受け手の〇〇〇〇さんの規模拡大により賃貸借となりました。

15番、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。

- 井村委員 4番 出し手 ○町○丁目の○○○○さん、
受け手 ○○線○○号の○○○○さん、
所在地は○○地区、○○○○道路の南側です。
○○○○さんの離農により賃貸借となりました。
- 5番 出し手 ○町○丁目の○○○○さん、
受け手 ○○線○○号の○○○○さん、
所在地は○○地区、○○○○道路の南側です。
○○○○さんの離農により賃貸借となりました。
- 6番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、
受け手 ○○線○○号の○○○○さん、
所在地は○○地区、○○○○道路の南側です。
○○○○さんの再処分により賃貸借となりました。
- 7番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、
受け手 ○○線○○号の○○○○さん、
所在地は○○地区、○○○○道路の北側です。
○○○○さんの再処分により賃貸借となりました。
- 8番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、
受け手 ○○線○○号の○○○○さん、
所在地は○○地区、○○○○道路の南側です。
○○○○さんの再処分により賃貸借となりました。
- 9番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、
受け手 ○○線○○号の○○○○さん、
所在地は○○地区、○○○○道路の西側です。
○○○○さんの再処分により賃貸借となりました。
- 10番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、
受け手 ○○線○○号の○○○○さん、
所在地は○○地区、○○○○道路の西側です。
○○○○さんの再処分により賃貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

島田委員 受け手の方に年齢制限はありましたか。

事務局長 農地法3条の場合はありません。

島田委員 農業経営基盤強化促進法ではありますか。

事務局長 農業経営基盤強化促進法では、認定農業者であることなど条件はあります。

議 長 他にありませんか。

「なし」の声あり

議 長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。

議 長 これより、議案第1号1番から10番までを一括して採決いたします。本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号 11番12番について、提案に関する補足説明を願います。
「9番 館尾雄治委員」

館尾委員 9番 館尾です。 議案第1号11番12番について、補足説明いたします。

11番 出し手 ○町○丁目の○○○○さん、
受け手 ○○線○○号の○○○○さん、
所在地は、○○○○道路の南側です。
○○○○さんの離農により賃貸借となりました。

12番 出し手 ○町○丁目の○○○○さん、
受け手 ○○線○○号の○○○○さん、
所在地は、○○○○道路の北側です。
○○○○さんの離農により賃貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号11番を採決いたします。本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第1号12番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号13番から17番について、提案に関する補足説明を願います。
議 長 「6番 佐藤良二委員」

佐藤委員 6番 佐藤です。 議案第1号13番から17番について、補足説明いたします。

13番 出し手 ○町○丁目の○○○○さん、
受け手 ○○○○番地の○○会社○○○○さん、
所在地は○○地区、○○線○○号です。
○○○○さんの離農により賃貸借となりました。

14番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、
受け手 ○○線○○号の○○○○さん、
所在地は○○地区、○○線○○号です。
○○○○さんの再処分により賃貸借となりました。

15番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、
受け手 ○○線○○号の○○○○さん、
所在地は○○地区、○○線○○号です。
○○○○さんの経営移譲に伴う再処分により賃貸借となりました。

16番 出し手 ○町○丁目○番○号の○○○○さん、
受け手 ○○線○○号の○○○○さん、
所在地は○○地区、○○○○沿い○○号の○○○○さんの住宅周りです。
○○○○さんの経営移譲に伴う再処分により賃貸借となりました。

17番 出し手 ○町○丁目○番○号の○○○○さん、
受け手 ○○線○○号の○○○○○○会社さん、
所在地は○○地区、○○線○○号です。
○○○○さんの再処分により賃貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

長谷川委員 ○○会社○○○○さんは、いつ頃設立されたのですか。

事務局長 平成27年8月に設立されました。

長谷川委員 昨年設立されて、直ぐに農地を求めることができますか。

事務局長 設立されれば農地を求めることができます。

議 長 他にありませんか。

「なしの声あり」

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号13から17番までを一括して採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり
ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号18番から20番について、提案に関する補足説明を願います。
「1番 谷本嘉彦 委員」

谷本委員 1番 谷本です。 議案第1号18番から20番について、補足説明いたします。

18番 出し手 ○町○丁目○番○号の○○○○さん、
受け手 ○○線○○号の○○○○さん、
所在地は○○地区、○○線○○号です。これまで○○○○さんが賃貸されて
いましたが、今回、○○○○さんへの賃貸となりました。

19番 出し手 中富良野町○町○番○号の○○○○さん、
受け手 ○○線○○号の○○○○さん、
所在地は○○地区、○○線○○号です。これまで○○○○さんが賃貸されて
いましたが、今回、○○○○さんへの賃貸となりました。

20番 出し手 富良野市○○町の○○○○さん、
受け手 ○○線○○号の○○○○さん、
所在地は○○地区、○○線○○号です。
この農地については、亡、○○地区の○○○○さんが受けられることとなっ
たものです。
(その他補足お願いします。)

慎重審議をよろしくお願ひします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号18番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第1号19番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第1号20番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号21番から24番について、提案に関する補足説明を願います。
「7番 井村昭次委員」

井村委員 7番 井村です。 議案第1号21番から24番について、補足説明いたします。

21番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、
受け手 ○○線○○号の○○○○さん、
所在地は○○地区、○○線○○号です。
○○○○さんの離農により、賃貸となりました。

22番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、
受け手 ○○線○○号の○○○○さん、
所在地は○○地区、○○線○○号です。
○○○○さんの離農により、賃貸となりました。

23番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、
受け手 ○○線○○号の○○○○さん、
所在地は○○地区、○○線○○号です。
○○○○さんの離農により、賃貸となりました。

24番 出し手 ○町○丁目○番○号の○○○○さん、
受け手 ○○線○○号の○○○○さん、
所在地は○○地区、○○線○○号です。
○○○○さんの離農により、再処分での賃貸となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号21番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第1号22番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 続いて、議案第1号23番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第1号24番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。議案第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第2号について、ご説明いたします。
農地法第5条の規定による許可申請のあった次の件について、審議を求めます。
平成28年4月13日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修
許可申請は、農用地区域内での火山灰採取による一時転用、でございます。いずれも転用計画に問題はないと考えます。
審議の資料として、農地法第5条調書を添付してございますのでご覧願います。以下、内容を朗読。

〇〇地区、畑、4,300㎡、火山灰を10,144㎡採取する、土地所有者は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、転用者は〇町〇丁目の〇〇〇〇〇〇会社、一時転用の期間は許可日から平成29年12月31日までの2年間です。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第2号 について、提案に関する補足説明を願います。
「1番 谷本嘉彦 委員」

谷本委員 1番 谷本です。議案第2号について、補足説明いたします。

所有者 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、転用者〇町〇丁目の〇〇〇〇〇〇会社、所在地は〇〇地区〇〇線〇〇号となります。火山灰採取のため2年間（平成29年12月31日まで）の一時転用であり、隣接者（〇〇〇〇さん）の同意も得ており、転用には問題ないと思います。

慎重審議をよろしく申し上げます。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

議 長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 本日の日程は、全て終了いたしました。

第22回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

全員ご起立ください。 「礼」

議 長 以上、諮問2件、議案2件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後2時45分

上記第22回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

平成28年4月14日

上富良野町農業委員長 _____

上富良野町農業委員 _____

上富良野町農業委員 _____